

# 鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施について

## 1 意見募集の内容

「鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)」の骨子についての意見

## 2 趣旨

市では、鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、墓地の経営の許可等の事務を行っておりますが、現在、同条例の改正を検討しております。

そこで、これまでにまとめた条例改正(案)の骨子に対して、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

## 3 募集期間

平成29年9月5日(火)から平成29年10月4日(水)まで

※持参及びFAX、電子メールによるご意見は、平成29年10月4日必着、郵送によるご意見は平成29年10月4日の消印まで有効とさせていただきます。

## 4 資料

鎌ヶ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)の骨子について

## 5 参考資料

現行条例

## 6 閲覧方法

- (1) 鎌ヶ谷市ホームページ
- (2) 環境課窓口(本庁舎1階)
- (3) 情報公開コーナー
- (4) 市内公共施設(各コミュニティセンター、各学習センター、図書館)

## 7 意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者名)を明記の上、次のいずれかの方法でお願いします。なお、提出する書類

については、任意としております。

- (1) 郵送の場合 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 宛
- (2) 持参の場合 鎌ヶ谷市役所1階 環境課へ
- (3) FAXの場合 047-445-1400
- (4) 電子メールの場合 [kankei@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:kankei@city.kamagaya.chiba.jp)

※電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントとなりませんのでご注意ください。

#### 8 意見の取扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、住所、氏名などの個人情報を除いて市のホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係の無いご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

#### 9 問い合わせ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課  
電話:047-445-1227